

有事法制とメディアリテラシー

3月20日、米英両軍によるイラク攻撃が始まった。メディアからは、連日、空爆や進軍の様子など膨大な軍事情報が提供されている。この対イラク戦争では、記者の従軍（事前のトレーニングもふくめて）、前線での取材・報道などかつてない「戦争報道」がなされている。しかし、膨大な戦争報道がはたして事実を客観的に伝えているだろうか。伝えられる情報は、米政府あるいは米国メディアからの情報が圧倒的に多く、米英軍による情報管理の影が色濃く映し出されているように見える。

戦争報道には、このような「偏重」が必ずつきものになってしまうことは簡単だが、イラク戦争報道は、メディアにとって「戦争・軍事と報道のありかた」あるいは「有事法制と報道」について重大な問題を提起しているように思われる。「毎日新聞」は、空母キティホークでの従軍取材を受け入れるにあたっての「取材ルール」を掲載した（3月20日）。その「ルール」は多義にわたっているが、米軍から「提供不可能な情報」が提示され、機密情報などにアクセスを認められた報道機関には「情報の使用や公開に関する制限」が通知され、「安全保障上の検閲」が課せられる。「検閲に同意することは、全く自主的に行われる」との規定は、検閲に同意しない限り、情報は渡さないという米軍の態度を示している。こんな状況下で、メディアは、米軍から自立した自由な取材・報道は可能だろうか。

このイラク攻撃への支持を発表すると同時に、政府は、国会で継続審議となっていた有事法制を早期に成立させる意図を明らかにした。有事法制とは、本質的には、米軍の軍事行動を支援するしくみを日本がいかにつくりあげるかという内容だ。メディアとの関係では、「武力攻撃事態法案」にいう「指定公共団体の責務」（6条）がとくに問題になる。「法案」ではNHKだけは特定され、あとは「公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの」となっていた。「武力攻撃事態法案」施行後に“整備”されるという「国民の保護のための法制について」の中で「指定公共機関等の役割」として「放送事業者による警報の内容及び避難の指示の内容の放送」が挙げられている。内閣官房の説明によれば、在京キー局を政令で定める「指定公共機関」に、各県のローカル局を「指定地方公共機関」（知事が指定する）にし、放送局に武力攻撃事態に対処する「業務計画」の作成を義務付ける。その計画作成にあつては、総理大臣あるいは知事との協議がもたれるという（今年2月19日の説明）。

有事法制・国民保護法制がもし実現するとすればどうなるだろうか。避難警報等の発表だけは政府・県に従うけれど、あとは自由に報道・取材させてもらうなんていうのんきなことがはたしていえるだろうか。メディアの自由な取材・報道はかなりの程度で制約される（自己規制をふくむ）ことになるの考えるのが当然だろう。「有事」にあつては、イラク戦争がそうであるように、「情報戦」の要素を強く帯びる。政府による情報統制の危険性はきわめて高い。「武力攻撃事態」の内容、米軍・自衛隊ほかの軍事行動、アジア諸国の軍事的・政治的動きなどについて、政府の都合のよいように、世論を誘導する情報操作が行われることが十分にありうる。メディアが政府情報を一方的に垂れ流す可能性はないとはけっしていえまい。「有事」に際して、「知る権利」の主体である市

民の側にむかって、事実をあくまで正確・客観的に伝えるのだという、メディアの側の「心構え」ははたしてできているのか。メディアに問われている課題はきわめて重い。「有事」に至らなくても軍事に関する情報については、すでに「有事」を先取りしたような事態がすすんでいる。鹿児島からほど遠くない東シナ海での「工作船」報道（不審船が工作船に呼び名がかわったのは政府の発表以後）はその一例だ。「工作船」引き上げ作業に関する情報は、鹿児島に本部のある第十管区海上保安本部がその武装ぶりのすごさなどを発表した。しかし、十管発表をメディア自身が検証することは実際不可能であったという。まずは、記者自身で検証できないまま「十管によると」という書き出しつきで報道する以外になかった。しかも、発表は海上保安庁本庁のきびしい管理下におかれていて、出先の十管では満足な質疑はできなかつたという。「工作船」報道は、政府によって「フィルター」にかけられていた。有事法制が成立すれば、軍事情報に対する報道統制はこれくらいではすまないだろう。

有事法制・国民保護法制の制定により自由な取材・報道をめぐる政府とメディアとの間に深刻なせめぎ合いが生じることを市民がまず自覚しなくてはなるまい。市民の側からみれば、「有事」での情報管理・統制を見抜き、批判できる能力を養うことがどれだけできるかが課題だ。メディア一般のあり方に対しては、近年、「メディアリテラシー」の視点が強調されるようになった（鈴木みどり編『メディアリテラシーの現在と未来』日本評論社ほか）が、とりわけ情報の管理が強力になされる「有事」にあつては、平和的メディアリテラシーとでも呼ぶべき批判・分析する力を市民・視聴者がもつことができるかが、決定的に試されるだろう。このメディアリテラシーの育成は、メディア自体の課題でもある。視聴者に問題を提起し、批判的に検証する番組・記事をメディアが日ごろから提供する地道な作業がメディアリテラシーの育成に必ずつながっていくはずだ。市民の平和的メディアリテラシーの発展と、メディアの側の「自由な報道」への粘り強い意思とが協力し合うことによってこそ、はじめて有事法制に抗する平和国家への道が切り開かれる。